

千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託

仕様書

1 業務概要

(1) 委託業務名

千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）まで

(3) 委託業務の目的

平成30年6月の文化財保護法改正により、市町村による文化財の総合的な保存・活用のアクションプランである「文化財保存活用地域計画（以下、地域計画と記載）」の文化庁長官による認定等が制度化されたことを受け、本市においても地域計画の策定を予定している。次年度以降、地域計画の策定作業に着手するにあたり、本市における文化財の保存・活用に関する課題の抽出や、策定時における具体的な作業工程等の検討を行うことを目的とする。

(4) 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託」を受注したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるものの他、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

(5) 業務の指示及び監督

- ① 受注者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- ② 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

2 業務内容

市内に所在する各種文化財を対象とした既存調査の内容整理並びに次年度以降の計画策定作業で実施する具体的内容、作業量の調査・検討及び策定スケジュール案の作成を含む計画策定を行うための準備業務。

なお、契約にあたっては、プロポーザルで企画提案されたものを基に、発注者と受注者の間で協議し決定する。

3 業務の打合せ・報告

業務着手時、中間時、業務完了時の他、必要に応じて発注者との打ち合わせを行う。

業務期間中の発注者が指定した時期（9月中旬から下旬頃を想定）に、調査結果などについて中間報告を行うこと。

4 成果品の提出

- ・委託業務報告書 10部
- ・電子データ 1式（CD-R）

5 委託料の支払い

完了払いとする。

6 委託業務実施の条件

- (1) 本業務の遂行に必要な経費（機材費、材料費、謝礼、資料作成費用、交通費、郵送料

- 等)は契約金額に含まれているものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することは可能であり、この場合、事前に本市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要事項をあらかじめ通知しなければならない。
 - (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。
 - (4) 本仕様書に疑義があるときは、事前に発注者に確認を行うこととし、契約後は発注者の解釈に従うものとする。
 - (5) 本業務にあたり知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
 - (6) 本市が所有するもので、業務の遂行に必要な資料は、別途協議の上貸与する。